

(証券コード 1803)
平成22年 6 月 8 日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目2番3号
清水建設株式会社
取締役社長 宮 本 洋 一

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第108期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月28日(月曜日)午後5時10分までに到着するように、折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
当社 本店(シーバンスS館 1階シミズホール)

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

第108期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)における以下の事項

1. 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容
2. 会計監査人の連結計算書類及び計算書類監査結果
3. 監査役会の事業報告、計算書類、その附属明細書及び連結計算書類監査結果

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ(<http://www.shimz.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、長期的発展の礎となる財務体質の強化と安定配当を経営の重要な課題と位置付け、業績に裏付けられた配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、安定配当維持の観点から、中間配当金と同額の1株につき3円50銭を継続させていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当金は、1株につき7円となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円50銭 総額 2,751,827,071円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 16,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 16,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおりに変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

将来，社外取締役として広く有能な人材を迎え，その期待される役割を十分發揮していただけるように，社外取締役の賠償責任を法令に定める範囲まで限定するものであります。

なお，本議案につきましては，監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (新 設)	第4章 取締役及び取締役会 (<u>社外取締役との責任限定契約</u>)
	<u>第26条 当会社は，会社法第427条第1項の規定により，社外取締役との間で，同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u>
第 <u>26</u> 条～第 <u>36</u> 条 (略)	第 <u>27</u> 条～第 <u>37</u> 条 (現行どおり)

第3号議案 取締役1名選任の件

経営陣の一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者		
氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
よし だ かず お 吉 田 和 夫 (昭和22年2月8日生)	昭和45年4月 当社に入社 平成15年6月 執行役員 平成18年4月 常務執行役員 東北支店長 平成19年4月 専務執行役員 名古屋支店長 平成22年4月 専務執行役員 企画担当、建築営業担当 現在に至る	30,594株

(注) 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役 飯田公彦、藤井章、小山田純一の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、
監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

監 査 役 候 補 者			
番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	ふじ い あきら 藤 井 章 (昭和23年2月26日生)	昭和45年5月 三菱信託銀行株式会社に入社 平成10年6月 同社取締役 国際審査部長 平成12年4月 同社常務取締役 平成13年6月 同社常務執行役員 大阪支店長 平成15年4月 同社執行役員 平成15年6月 同社常勤監査役 平成17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社 常勤監査役 平成18年6月 同社退職 平成18年6月 当社監査役(常勤) 現在に至る	9,187株

監 査 役 候 補 者			
番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	たか み じゅん いち 高 見 順 一 (昭和25年11月6日生)	昭和48年4月 当社に入社 平成13年6月 首都圏事業本部 工務部長 平成14年4月 建築事業本部 工務部長 平成16年12月 土木事業本部 工務部長 平成17年12月 北陸支店 副支店長 平成19年4月 関西事業本部 副本部長 平成20年6月 監査部長 現在に至る	2,933株
3	お やま だ じゅん いち 小 山 田 純 一 (昭和10年1月2日生)	昭和41年4月 弁護士登録 昭和46年5月 小山田純一法律事務所（現小山田・菊池法律事務所）開設 昭和57年4月 東京家庭裁判所調停委員 (平成14年3月退任) 平成7年4月 財団法人 自動車製造物責任相談センター審査委員 (平成15年3月退任) 平成17年4月 財団法人 交通事故紛争処理センター本部審査員 (平成22年3月退任) 平成18年6月 当社監査役 平成19年4月 財団法人 自動車製造物責任相談センター理事 平成22年4月 財団法人 交通事故紛争処理センター監事 現在に至る [重要な兼職の状況] 弁護士	2,000株

- (注) 1 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
- 2 監査役候補者のうち、藤井章、小山田純一両氏は社外監査役候補者であります。
- 3 藤井章氏は、金融業の会社役員としての豊富な経験と卓越した見識を有しており、これらを活かして、現在、当社社外監査役として、公平、公正の観点から客観的な意見を述べ、その職責を果たしていただいていることから、引続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

- 4 小山田純一氏は、弁護士として法律関係の豊富な経験と卓越した見識を有しており、これらを活かして、現在、当社社外監査役として、公平、公正の観点から客観的な意見を述べ、その職責を果たしていただいていることから、引続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
- 5 藤井章、小山田純一両氏は、平成18年6月29日開催の第104期定時株主総会で当社監査役に選任され、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。その在任中、当社は、名古屋市発注の地下鉄工事に係る独占禁止法違反事件に関し、平成19年度中に当社従業員が有罪判決を受け、法人としての当社も有罪判決（罰金刑）を受けました。これに伴い、当社は、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を、また、国等の発注機関から指名停止処分を受けたほか、建設業法に基づく営業停止処分を受けました。上記のほか、両氏の監査役就任前に発生した独占禁止法違反事件に関し、その在任中、行政処分を受けております。両氏は、他の監査役とともに、日頃から重要な会議への出席、業務監査等を通じて、法令、定款違反その他不正な業務執行の予防を行ってまいりました。本事案発生後、ただちに他の監査役と協議し、再発防止策の策定に際しては、取締役に対応措置（全従業員に対するコンプライアンス教育・研修の徹底、当社企業集団としての法令順守意識の統一と徹底等）の要請を行いました。
- 再発防止策の策定後、両氏は、コンプライアンス担当部門から現況に関するヒアリングを行い、業務監査時には、コンプライアンスの実施状況を確認し、随時必要な助言を行っております。
- 6 当社は、藤井章、小山田純一両氏との間で、会社法第427条及び現行定款第32条の規定に基づく責任限定契約を締結しており、本総会において両氏が選任された場合には、本契約は継続する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 「社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うに当たり善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負う。」

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝浦一丁目2番3号

当社 本店(シーバンスS館 1階シミズホール)

電話(03)5441-1111(大代表)

交 通・J R……浜松町駅 南口 徒歩約10分(歩行者デッキ経由)
・都営地下鉄……大門駅 A1出口 徒歩約15分
・ゆりかもめ……日の出駅 徒歩約5分

